

# 岐阜工業高等専門学校電気情報工学科同窓会会則

制 定 昭 和 43 年 3 月 19 日

最 終 改 定 平 成 28 年 10 月 30 日

岐阜工業高等専門学校電気情報工学科同窓会は、本科および本科卒業生の、親睦および発展のため、会誌「電苑」の発行と合同クラス会を適宜実施するとともに、全学科の同窓会組織「若鮎会」と連携して、岐阜工業高等専門学校と若鮎会の発展に向けて活動する、同窓会組織である。

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、岐阜工業高等専門学校電気情報工学科の同窓会(以下「本会」という)であり、その前身である岐阜工業高等専門学校電気工学科同窓会を継承するものである。

第 2 条 本会は、会員相互の親睦の向上を図り、岐阜高専と本学科の発展に資することを目的とする。

第 3 条 本会は、岐阜高専各学科同窓会の連合体組織「若鮎会」と連携した活動を行うことも目的とする。

第 4 条 本会は、上記目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 機関誌「電苑」の発行に関すること。
- 二 5 年に一度程度実施する「合同クラス会」に関すること。
- 三 本会と「若鮎会」との連携に関すること。
- 四 会員名簿の管理に関すること。
- 五 その他必要と認められる事業。

第 5 条 本会は事務局を岐阜高専電気情報工学科内に置く。

## 第 2 章 会 員

第 6 条 本会は次の会員をもって組織する。

- 一 正会員 岐阜高専電気情報工学科の卒業生及び各クラスに在学した者で、各クラス同窓会に属する者。
- 二 特別会員 岐阜高専電気情報工学科の現教員、旧教員及び役員会の推薦を受けた者。

第 7 条 会員が本会の名誉を毀損した場合には、これを除名することがある。

## 第 3 章 役 員

第 8 条 本会に、会長 1 名、副会長 1 名、各期クラス理事・各 1 名、事務局長(会計) 1 名、事務局(会計監査) 1 名を置き、会務を処理する。

第 9 条 事務局長には、岐阜高専電気情報工学科教員を充てる。

第 10 条 会長、副会長は同窓生の持ち回りとし、各期クラス理事 1 名は各期クラスの幹事代表とする。2 事務局長は、会長の任命による。

- 3 会長は必要に応じ、特別会員中より理事及び事務局員を委嘱することができる。

第 11 条 役員は次の任務を行う。

- 一 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

三 各期クラス理事は本会の事業の執行に協力し、会務を分掌する。

四 会計は、本会の経理を取り扱う。

五 会計監査は、本会の会計書類を監査する。

六 事務局長は、本会の事務を統括し処理する。

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、特段の事情がある場合には、再任の任期を1年とすることができる。

第13条 役員は、無報酬とする。

#### 第4章 会議

第14条 本会の会議は、総会及び役員会の2種とし、会長がこれを招集する。

第15条 総会は、会長又は役員が必要と認めるとき、これを開く。

第16条 総会は次の事項を審議し、出席者の過半数の賛成により決定する。

一 会則の変更

二 その他重要な事項

第17条 定例役員会は、原則として2年に1回これを開く。臨時役員会は、会長が必要と認めるとき、これを開く。

第18条 役員会は次の事項を審議し決定する。

一 事業及び会計報告

二 事業計画

三 その他必要事項

#### 第5章 会計

第19条 本会の会費は会員からの会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

第20条 会費の金額は5年分1万円(1年分2500円)とし、20年分の会費納入をもって終身会費とする。5年分の会費の金額の変更は役員会で決定する。

第21条 会員は卒業に際して会費(5年分)を納入するものとする。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第6章 附則

第23条 会員は、その住所・氏名・職業変更の都度、速やかに同窓会に通知することが望まれる。

第24条 本会則に定めのない事項については、電気情報工学科申し合わせ事項によること。

第25条 本会則は、平成24年10月28日から実施する。

#### 改版履歴

初版制定 昭和43年3月19日

第2版 平成19年1月3日

第3版 平成24年10月28日

第4版 平成28年10月30日